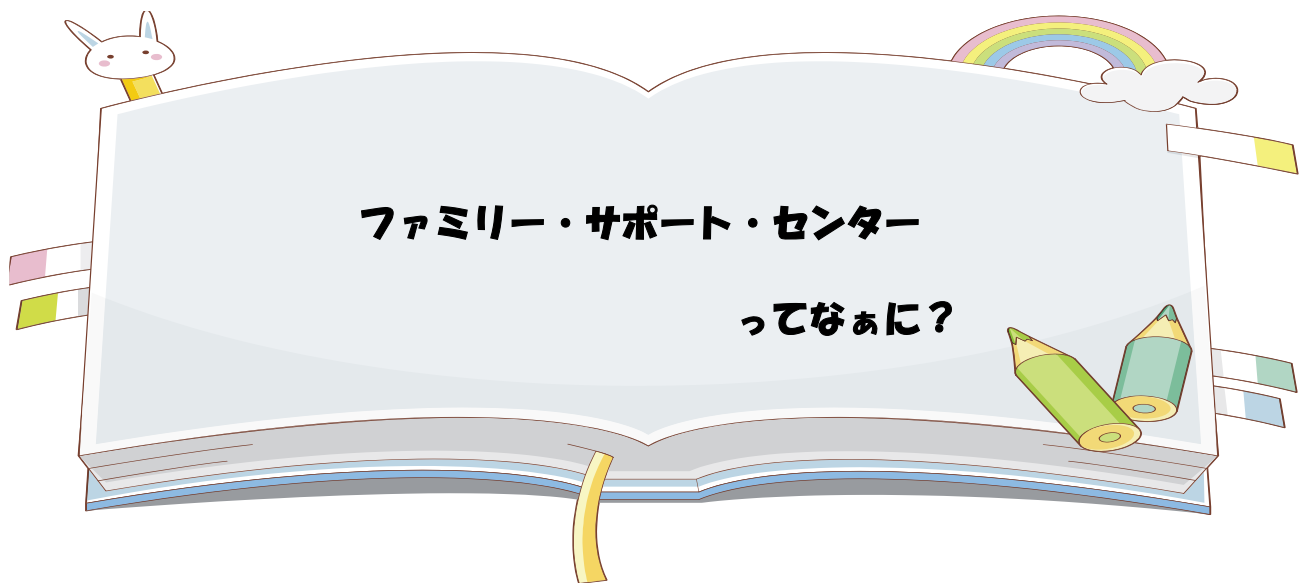
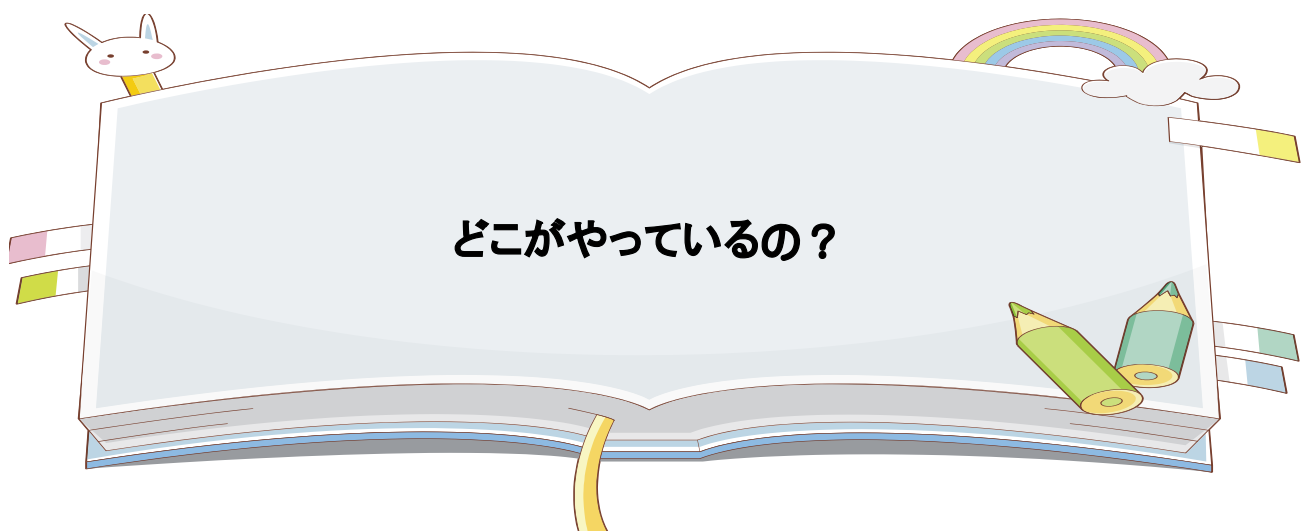




阿見町社会福祉協議会
ファミリーサポートセンター
TEL 887-0084 (代表)
887-8124 (直通)



地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援する為“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。



厚生労働省の事業で、阿見町が実施主体です。

阿見町社会福祉協議会が阿見町から委託を受けて実施しています。



1 会員種別と資格

利用会員	阿見町在住 妊産婦・小学校6年生までの保護者
協力会員	阿見町在住で所定の研修を終了した 20歳以上の方 子育て経験者および保育知識のある方
両方会員	利用会員・協力会員の両方を兼ねる方

2 利用受付

月～金曜日までの午前9時～午後5時まで。（土日祝祭日を除く）



3 援助活動内容

- 1 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- 2 保育施設までの送迎
- 3 学校の放課後及び放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- 4 軽度の病気で学校、保育施設に通えない子どもの世話（急性期は除く）
- 5 保護者等が病気、通院の際の子どもの預かり
- 6 保護者等が外出の際の子どもの預かり
- 7 産前、産後の家事援助、乳幼児の世話
- 8 その他、会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

※ 宿泊を伴う援助活動、協力会員の車に同乗させての活動はできません。

※ 4 活動場所

原則 会員の自宅です。

コーディネーター及び協力会員との合意があればこの限りではありません。
援助活動時間は原則として午前7時から午後9時までです。



5 活動中の食事等

お子さんの食事・おやつ・飲み物は利用会員がご用意ください。

(お子さんによってはアレルギー等で食べられないものもあるため)

6 入会登録の方法

随時登録が可能です。

(体調が悪く来所できない方は、コーディネーターが自宅に訪問いたします。)

7 利用時間と利用料等 別紙「料金表」

1時間あたり 400円

利用時間	利用料
7:00~21:00	400円/1時間
※ 子どもの人数は1人の協力会員につき3人(小学生未満は2人)までとし、1人追加毎に1時間300円増しとする。	
※ 延長時間は30分未満200円・30分以上は1時間分とする。	

※ 12月28日~1月5日までは活動休み

☆利用料は、利用終了後、現金で直接協力会員にお支払ください☆

8 その他の経費とキャンセル料

交通費

電車、バス、タクシー等.....実費(利用会員負担)

キャンセル料

◎前日(活動前日が土日祝祭日の場合は、最終業務日)の17時までのキャンセル.....**無料**

◎前日(活動前日が土日祝祭日の場合は、最終業務日)の17時以降及び当日のキャンセル...**800円**

センターにおいてやむを得ないと認める事情がある場合は、この限りではありません。



9 個人情報の保護について

援助活動により知り得たお互いの住所、氏名、電話番号、家庭の事情などを第三者は元より自分の家族にも話さないようお願いいたします。

電話番号などの個人の情報を自分の手帳などに記載した場合は、責任をもって管理し、援助活動終了後は適切に処分してください。なお、「活動カード」等資料はセンターに返却願います。

10 補償保険制度

「在宅福祉サービス総合補償保険」にファミリー・サポート・センターが加入しています。万が一の事故の際は補償の範囲内で補償させていただきます。

傷害保険

協力会員が援助活動中や自宅と活動先の往復途上で傷害を被った時に協力会員自身を補償するものです。

賠償保険

利用会員の子どもが援助活動中に事故を被った場合、利用会員宅で身体・財物に損害を与え、協力会員が法律上の損害賠償責任を負った場合補償するものです。

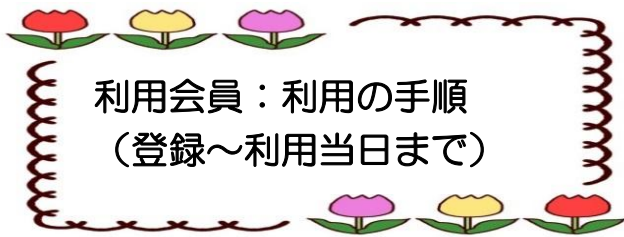




このサービスは、住民参加による子育て支援の輪を広げる事を目的としてつくられた会員制の相互援助サービスで営利を目的とした事業ではありません。安心して子どもを育てる環境づくりの為、誰もが気兼ねなく援助を受けられるサービスです。子育てで困っている人のためにお役に立てればというボランティア精神をもった方々がファミリーサポーターとして活動しています。

サービスを利用される方も、この点を考慮いただきご利用いただければ幸いです。

またサポーターの皆様は十分に注意を払いながら活動するわけですが、万が一、事故等遭遇した場合は、損害賠償保険に加入している補償額の範囲にとどめさせていただきます。それ以上の補償はいたしかねますのでご了承のうえ、このサービスをお受けになりますようお願い申し上げます。



利用するには、会員登録が必要です。
ファミリー・サポート・センターにお越しください。

ファミリー・サポート・センターは、阿見町社会福祉協議会にあります。
所定の申し込み用紙に記入してください。

①<利用の申し込み>

ファミリー・サポート・センターにご連絡ください。
担当者が事前打ち合わせの日程を調整し、
依頼内容に合う協力会員をお探しします。



希望の日時、援助して欲しい内容などを伝えてください。
お子さんを預けるにあたって心配なことなど、気兼ねなく
お話しください。担当者が相談に応じます。
※依頼内容に合う協力会員が見つからない場合もございますのでご了承ください。

②<事前打ち合わせ>

利用会員、お預けになるお子さん、協力会員、担当者と顔合わせを
しながら、「活動カード」を利用して細かい打ち合わせも実施しま
す。



2回目以降、同じ協力会員に活動を依頼するときは、事前打ち合わせを省略できます。

③<利用当日>

利用終了後、利用料を現金で直接協力会員にお支払い
ください。

利用料は、利用時間数やお子さんの人数によって
異なります。(料金早見表参照)



1 事前の確認を。

サービス活動に出かける前に、事前打ち合わせで確認した内容「活動カード」を再確認し十分理解してから出かけましょう。

2 依頼された範囲のサービスの提供を。

活動先で提供するサービスは、ファミリー・サポート・センターから依頼された範囲にとどめて下さい。「利用会員のために」との善意が過剰サービスにつながったり、他のサポーターと比較されトラブルの原因となる場合があります。

3 サービス内容や提供時間に疑問が生じた場合は速やかにファミリー・サポート・センターに連絡をしてください。

- (1) サポート・センターから依頼されたサービス時間と実際の活動時間に相違が生じた場合、必ずサポート・センターに電話を入れて利用会員との調整をはかって下さい。
- (2) サポート・センターから依頼されたサービス内容と実際の希望するサービスに相違が生じた場合、必ずサポート・センターに電話を入れて利用会員との調整をはかって下さい。

4 利用会員や家族の方々と、信頼関係を作りましょう。

利用会員と接する時は、利用会員やその家族の価値観や家庭状況をそのまま受け入れるようにし、協力会員自身の価値観を押しついたり相手に対して批判的態度をとることのないようにしましょう。

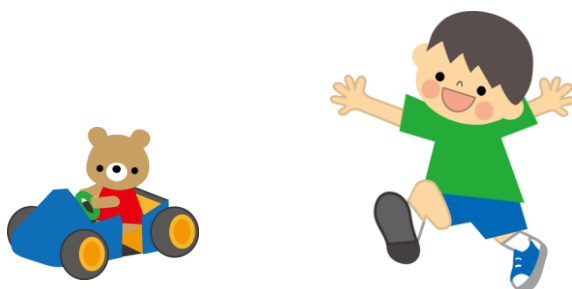
5 利用会員と家族のプライバシーの尊重を。

活動中に知り得た利用者と、その家族に関するプライベートな情報は、他人は元より、自分の家族にも絶対に話さないようにしてください。

※登録申し込み後、講習会を実施します。

終了後「会員証」を交付いたします。

サービス提供に当たっては、利用会員又は関係機関に対し「会員証」を提示して下さい。





① 利用会員と時間の確認・現金受領

活動報告書記入・領収書発行



料金表をもとに利用料金を確認し、現金で料金を受領。領収書を発行します。(お子さんの人数によって料金が異なります)
活動報告書に氏名、活動内容等を記入後、利用会員から確認印をいただきます。報告書は利用会員 1 人に対し 1 枚使用し、日付順に記入してください。

② ひまわりサービス協力会員個人集計表作成



利用会員ごとに、日付順に記入してください。

③ ファミリー・サポート・センターに報告書提出 (翌月 5 日まで)



- 1 阿見町ファミリーサポートサービス活動報告書
- 2 領収書
- 3 ひまわりサービス協力会員個人集計表

④ 補助金受取り

翌月 20 日に、ご指定の口座に振り込みます。
(振込日が土・日・祝祭日の場合はその前日)